宇都宮市横川地区市民センター管内
宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内
宇都宮市城山地区市民センター管内
宇都宮市国本地区市民センター管内
宇都宮市富屋地区市民センター管内
宇都宮市豊郷地区市民センター管内
宇都宮市雀宮地区市民センター管内
宇都宮市篠井地区市民センター管内
宇都宮市姿川地区市民センター管内
宇都宮市役所宝木出張所管内
宇都宮市役所陽南出張所管内
河内郡
第二区
宇都宮市
第一区に属しない区域
鹿沼市
日光市
さくら市
塩谷郡
別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。
第四区
小山市
真岡市
下野市
芳賀郡
下都賀郡
第五区
足利市
栃木市
佐野市
別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。
第一区
前橋市
沼田市
利根郡
第二区
桐生市
伊勢崎市
みどり市
佐波郡
第三区
太田市
館林市
邑楽郡
別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。
第五区
高崎市
第四区に属しない区域
渋川市
富岡市
安中市
北群馬郡
甘楽郡
吾妻郡
別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。
第一区
さいたま市
見沼区
浦和区
緑区
第二区
川口市
本庁管内
新郷支所管内
神根支所管内
大字安行領根岸（二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。）、大字安行領在家（百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。）、在家町、大字木曽呂（千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。）、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目
芝支所管内
安行支所管内（大字安行慈林（六百十四番地から六百二十九番地までに限る。）に属する区域を除く。）
鳩ヶ谷支所管内
第三区
川口市
第二区に属しない区域
越谷市
別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。
第五区
さいたま市
西区
北区
大宮区
中央区
第六区
鴻巣市
上尾市
桶川市
北本市